

長崎県幼児教育センターだより



No. 19



2025. 9. 24



幼児期の教育・保育力向上研修を行いました！

令和7年8月22日（金）に大村市のミライ ON 図書館にて、幼児期の教育・保育力向上研修を行いました。午前中に、品川区御殿山すこやか園施設長兼品川区立御殿山幼稚園長 河野由紀子様、「遊びの中の探究」と題して講義をしていただきました。講義の中で、「遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育てていくようにすることが重要」と話されました。さらに、なぜ「探究」することの大切さが問われるのかということについて話がありました。



遊びの中の探究とそれを支える保育者について、具体的な事例を挙げて、子どもが心をワクワクさせながら興味や関心、意欲をもって遊ぶ環境とはどのようなものか、保育者はどのような環境構成や援助をすればよいのかなどについて説明いただきました。参加者からは以下のような感想が寄せられ、今の保育を見つめ直し、今後の保育の質向上に向けて進もうとする気持ちが感じられました。

- ・ 普段の子どもたちの遊びの一つ一つに、学びに繋がるものが沢山あるのだと感じた。子どもたちがワクワクできる環境づくりを心がけていきたい
- ・ 正解を教えるだけが正解じゃないということを学んだ。子どもが自ら育って欲しい姿になれるように援助する為に私たち保育士が常に学び続けることが大切だと感じた
- ・ 保育の環境設定に対する考え方を再検討するよいきっかけになった。事例も紹介していただいたので、自園の取り組みと合わせてみようと思った

質疑応答の時間も、紹介していただいた事例について「もっと詳しく知りたい」「それを自園の保育に生かしたい」という参加者の思いが感じられる質問ばかりでした。

午後は、「場面共有による語り合い」と題して、持ち寄った写真を手掛かりに、子どもたちの思いや遊びを通して学んでいることなどをグループで話し合い、共有する演習を行いました。参加者は、1枚の写真から分かる子どもの思いや学びについて、自分の考えを積極的に出し合い、自分では気付かなかった新たな視点や気づきを得ていました。本研修には、小学校からの参加者もありました。ある小学校教諭からは、「幼稚園教育と小学校教育の違いをよく理解できた。幼稚園の先生方は、ご自身で子どもの学びが深まる活動を0から作り上げていくことが基本だが、小学校では学ぶべき教科書をもとに学習していること、時間の自由度などの違いを感じた。改めて、幼稚園の先生はすごいと実感した」という感想が寄せられました。短い時間でしたが、お互いの教育・保育の違いを実感できたことは、幼保小接続に向けて前進だと感じました。



研究発表会のご案内

令和7年10月28日(火)に、佐世保市の御堂青い実幼稚園において、幼児教育研究協議会研究発表会が開催されます。「幼児教育と小学校教育の円滑な接続について」を協議主題に、「幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指して～遊びの中で教え合う、学び合う～」を研究テーマに発表します。近隣小学校との交流の実際や保護者アンケートを活用した実践などの研究発表を行います。今後、幼保小連携を進めていくヒントが得られるような発表・協議があり、幼児教育関係者だけでなく小学校教育関係者にも多くの参加を期待しております。申込み期限は10月15日(水)までです。ご多用の中とは存じますが、ぜひ参加をご検討ください。

[研究発表会 開催案内 \[PDF ファイル/258KB\]](#)

令和7年度長崎県保育士等キャリアアップ研修のお知らせ



県が実施する令和7年度長崎県保育士等キャリアアップ研修に多数のお申込みありがとうございました。今後、二次募集(若干名)を実施する予定です。

研修に関する連絡は県ホームページに随時掲載しますので定期的にご確認ください。

(県ホームページ リンク先)

[処遇改善等加算\(区分3\)に係る研修\(保育士等キャリアアップ研修、実施機関の指定、実施主体の認定など\)](#) | 長崎県

(文責:小林 真実)

虐待の防止

「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の改訂版が令和7年8月に出了。また、「もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業(保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園・特別支援学校幼稚部・家庭的保育事業・小規模保育事業・一時預かり事業・病児保育事業ほか)が**通報義務**の対象として追加されます(施行日:令和7年10月1日)。

改訂版のガイドラインには「虐待と判断される行為の指標」が明記され、「その行為だけでは判断できない場合には、主として『**ア 行為の強度・頻度**』『**イ 保育士・保育教諭等の意図**』『**ウ こどもの状況・こどもへの影響**』を勘案し、虐待に該当するのかを判断する。」と示されています。

3歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、苦手を克服させる意図で、繰り返し食べるように促していた。しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもを大声で注意し、こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた。その後も、保育士はそのこどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為を毎日のように繰り返した。しばらくして、保護者から、「給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。」と相談があった。

さて、この事例は虐待と判断されるでしょうか。また、判断するときのポイントはどこでしょうか。その答えは、ガイドラインの39ページに載っていますのでご覧ください。

(センター長 室野)